

新宿区立四谷中学校 いじめ等防止のための基本方針

1 基本理念

- (1) いじめが、重大な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命及び心身に重大な危機を生じさせるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。
- (2) 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが、特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた生徒に寄り添うとともに、学校は家庭・地域や関係機関と連携して、いじめを解決します。

2 組織の設置

本校では、以下の2組織を設置する。上位に学校サポートチーム、その下位に生活指導部会を設置する。

(1) 生活指導部会

(ア) 構成員 校長、副校長、生活指導主任、各学年生活指導担当、養護教諭、

特別支援学級担当、教育相談担当、スクールカウンセラー

(イ) 役割

①各学年からのいじめを含む生活指導上の事案についての報告し、具体的

対策を協議する。

②深刻ないじめと捉え、総合的な取組みが必要とされる事案が発見された

場合は、学校サポートチームの招集を要請する。

(ウ) 開催日 週時程に定例化し常時活動する。生活指導部員全員が出席する。

(2) 学校サポートチーム

(ア) 構成員 校長、副校長、生活指導主任、教務主任、各学年主任、養護教諭、

教育相談担当、関係担任、スクールカウンセラー

(イ) 役割

①いじめの未然防止に向けた総合的な取組み。必要により外部機関との連携の窓口となる。

②個別の事案に対して、情報の共有や対応方針を協議し、具台的な方策を推進する。

③上記に関する記録とその整理。

(ウ) 開催日

4月当初、7月、12月、3月、及びいじめと判断するか否かの事案が報告された場合。

3 未然防止のための取組み

(1) 人権教育、道徳教育、体験活動の充実

(ア) 人権教育

①人権教育の全体計画、年間指導計画の立案とPDCAサイクルに基づく取組みに努める

②日常の中での生徒の触れ合いと話し合う機会を計画的に設定する

③言語環境の適正化を図る

④教師の人権感覚を磨き体罰禁止を厳守する

(イ) 道徳教育

①道徳教育の全体計画、年間指導計画の立案と PDCA サイクルに基づく取組みに努める

②道徳の時間の改善をめざす。道徳の時間の研修を推進する

③道徳授業地区公開講座において、いじめについての意見交換会を設定する

④地域協働学校として、地域の教育力を生かした道徳の時間の取組みをめざす

(ウ) 体験活動

①3年間を通して体系的・計画的な体験学習を実施し、全ての生徒に自己有用感を獲得させる

②1学年の職場訪問・地域防災マップ発表会・地域ボランティア活動、2学年の職場体験、3学年の生き方学習、を中心した取組みを充実させる

③地域協働学校として、地域の教育力を生かした体験活動の取組みをめざす

(2) 生徒による主体的な取組みの支援

(ア) 生徒会を中心に取組み、生徒自らいじめ問題を自分たちの問題として受け止め、展開できるように、学校全体で支援できる体制を整え、支援活動を進める

(イ) 生徒会による「学校生活アンケート」(仮称)の実施をめざす

(ウ) 生徒会による人権週間の取組みとして、オンリーワンウィーク(仮称)を設定

し、生徒相互がお互いの良さを発見し認め合う活動に努める

(3) 保護者・地域との連携

(ア) 学校評価や学校公開週間などを活用して、生徒の課題を保護者・地域とともに共有し、共通の目標となるように努める

(イ) 学校運営協議会と生徒会の連携によるいじめ防止に係わる活動を設定する
道徳授業地区公開講座において、いじめについての意見交換会を設定する

(ウ) 地域協働学校として、地域の教育力を生かした道徳の時間の取組みをめざす

(4) 情報モラル教育の充実

(ア) インターネットなどによるいやがらせや誹謗中傷による生徒間のトラブルは、学校の見が遅れ解決が困難なケースとなりやすい。そのためインターネット活用する判断力や心構えを身に付けさせる

(イ) 四谷警察署と連携したインターネット犯罪防止の取組みを推進する

(ウ) 教育委員会が実施する「情報モラル教育授業支援事業」を活用する

4 早期発見のための取組み

(1) ふれあい月間の取組み

(ア) 時期・回数

①時期は6月・12月・2月行い、回数は3回とする

(イ) 内容

①いじめや不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応・未然防止に取り組むためのもの

②全学年で実施し、回答内容を読み取り必要があれば、生徒からの聞き取りを行う

③聞き取り結果により、保護者との連携を図る

(2) 教育相談体制の拡充

(ア) 教育相談週間の拡充。2・3学年は年2回の教育相談週間、また1学年は中1ギャップの対策として、年間3回(4月・7月・12月)を設定する

(イ) 特別支援委員会を充実する。週一回の定例会を設定し、不登校生徒等の特別な支援を必要とする生徒の報告・対応の検討を行う。

(ウ) スクールカウンセラーによる1年生全員の面談を教育相談週間に設定する

5 早期対応のための取組み

(1) 学校の取組みにおける重点

(ア) 組織的な取組みを徹底し迅速に対応する

生活指導部会や学校サポートチームを基本とした組織を生かし、情報を共有化し

対応を検討する。また役割を分担し必要により外部機関からの参加を求める。

(イ) いじめを受けた生徒への支援を徹底する

いじめを受けた生徒に対しては「あなたが悪いのではない」こと「学校が徹底していじめから守り抜く」ことを明確に伝える。

いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で責任を自覚させる指導を行う。その際にはいじめの背景にも目を向ける。

指導によりいじめが終結してもその後のようすを担当等が定期的に相談の機会を設ける

(2) 保護者との連携・支援・助言の重点

(ア) 保護者への迅速な連絡・報告を徹底する

(イ) 学校が徹底していじめから守り抜くことや、秘密を守ることを伝える。また学校の対応を具体的に伝える。そして保護者の不安を取り除くことに努める。

(ウ) いじめた生徒の保護者に対しては、今後の対応について保護者の協力を求め、保護者への継続的な助言・支援を行う

(3) 教育委員会との密接な連携に努める。

(ア) 指導しても十分な解決が図られないケースについては管理職と相談し、区教育委員会の「学校問題支援室」と密接な連携をとる。

(4) 関係諸機関との連携を図る

(ア) 指導しても十分な解決が図られないケースについては管理職と相談し、子ども家庭支援センターと連携をとる。生徒の生命・財産が脅かされるようなケースでは、四谷警察署少年係に通報し援助を求める。

(5) 出席停止等の措置

(ア) 学校の最大限の努力でもいじめが解決されない場合は、いじめを受けた生徒を守る観点から、加害生徒に対して出席停止等の措置を行う。

(イ) この措置を実施するにあたり、事前に保護者へ措置の主旨や制度について説明する。またこの措置に当たって教育委員会の「学校問題支援室」と相談する。

(ウ) 該当生徒の出席停止期間中の個別指導計画を作成して、保護者と連携をとり学習指導・生活指導を行う。

(6) 教員研修の充実

(ア) いじめに関する校内研修を夏季休業中に設定する。その際にはスクールカウンセラーと連携を図る。

(イ) 学級内での適応感などを計る QU テストを年 2 回実施し、その結果を分析し学級経営に生かす検討会を開く。

(ウ) 夏季休業中に開催される、教育相談研修会に校内の教育相談部員は参加に努め、その成果を校内に還元することをめざす。

6 重大事態への対応

(1) 組織的な取り組みの徹底

(ア) 既存の学校サポートチームを中心に組織的な対応にあたる。関係機関との連携の窓口の役割を担う。

(イ) 組織を中心にいじめを受けた生徒とその家族への対応を行うとともに、重大事態発生の経過確認や関係生徒への指導、学級学年への指導を行う。

(ウ) いじめを受けた生徒を守り通す観点から、SC と連携して心のケアにあたる。

(2) 教育委員会との密接な連携に努める。

(ア) いじめにより生徒が生徒の生命・財産が脅かされるようなケースが発生あるいは発生の可能性が予想されるケースは、直ちに教育委員会に報告し指示を仰ぐ。

(イ) 必要により教育委員会と連絡の上、四谷警察署に通報し援助を求める

(3) 情報の管理を徹底する

- (ア) いじめを受けた生徒と加害生徒の人権に配慮して情報の取扱いについては、十分に配慮する。ただし個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
- (イ) 外部からの問い合わせへの対応については、学校側窓口は一本化し、事案ごとに教育委員会の指示に従う。

7 学校評価

(1) 学校のいじめ防止等の取組みの評価と改善

- (ア) 年度末にいじめ等防止のための基本方針に沿い評価を行い、PDCA サイクルに基く取組みを進める。
- (イ) 生徒や地域の状況を分析し、目標を設定し具体的な取組みを検討する。
- (ウ) 評価に際しては、いじめの有無やその多寡のみに注目せず、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な対応が評価されるようにする。

(2) 学校運営協議会と生徒やPTAとの連携

- (ア) 学校運営協議会において、いじめ等防止のための基本方針に沿い評価を行い、次年度の目標や具体的な取組みを検討する。
- (イ) PTA 運営委員会において、いじめ等防止のための基本方針に沿い評価を行い、次年度の目標や具体的な取組みを検討する。

「学校いじめ防止基本方針」年間計画

4月

ア 未然防止の取組み

- ① 友人関係作りのソーシャルスキル活動 (SC と連携した学級びらき活動)
- ② 生徒による学級ルールづくり (学級びらきで実施)
- ③ いじめに対する教員の所信表明 (学級びらきで実施)
- ④ 配慮を要する生徒の情報交換と共通理解、指導の確認 (生活指導部、職員会)
- ⑤ 保護者会でのいじめ防止基本方針の説明と啓発
- ⑥ 友人関係作りのソーシャルスキルを取り入れた対面式の実施
- ⑦ 地域ボランティア活動による自己有用感の育成

イ 早期発見の取組み

- ① 1年生を対象とした三者面談の実施による中1ギャップ対策 SC との連携
- ② 生徒会による「学校生活アンケート」(第1回)の全学年実施による、新学年・学級での不適応感やストレスの早期発見

5月

ア 未然防止の取組み

- ① 運動会にむけての学年・学級の取組による生徒間の絆づくり
- ② 鎌倉校外学習にむけての学年・学級の取組による生徒間の絆づくり
- ③ 女神湖移動教室にむけての学年・学級の取組による生徒間の絆づくり
- ④ 教育委員会による「情報モラル教育授業支援事業」の実施

イ 早期発見の取組み

- ① Q-U の全学年実施 (第1回)
- ② いじめ発見のチェックシートの教職員への実施 (第1回)

6月

ア 未然防止の取組み

- ① 女神湖移動教室での信頼関係作りソーシャルスキル活動
- ② 地域ボランティア活動による自己有用感の育成

イ 早期発見の取組み

- ① ふれあい月間(第1回)におけるアンケートの全学年実施と個別の聞き取り、対応と指導の実施

7月

ア 未然防止の取組み

- ① 3年生での保育実習実施による自己有用感の育成
- ② 地域ボランティア活動による自己有用感の育成
- ③ 民生・児童委員との情報・意見交換会(第1回)
- ④ 生徒会と学校運営協議会による「学校生活アンケート」を通じた意見交換会
- ⑤ 保護者会 *いじめ防止の取組の報告
- ⑥ 職場探求フォーラムによる地域との体験学習
- ⑦ 四谷警察署によるインターネット犯罪の講話

イ 早期発見の取組み

- ① 生徒会による「学校生活アンケート」(第2回)の全学年実施。第1回との比較を行い変化を分析、活動の改善に活用。
- ② 1・2年生対象の2者面談実施(ハートフルウィーク)
- ③ 3年生対象の3者面談

8月

ア 未然防止の取組み

- ① いじめの理解・対応に関する校内研修(夏季休業中に実施)
- ② 友人関係作りのソーシャルスキル活動 (SC と連携した学期始めの学級活動)

9月

ア 未然防止の取組み

- ① 2年生の職場体験による自己有用感の育成

イ 早期発見の取組み

- ① いじめ発見のチェックシートの教職員への実施 (第2回)

10月

ア 未然防止の取組み

- ① 合唱コンクールにむけての学年・学級の取組による生徒間の絆づくり
- ③ 地域ボランティア活動による自己有用感の育成

11月

ア 未然防止の取組み

- ① 地域ボランティア活動による自己有用感の育成
- ② 地域避難所訓練への参加による自己有用感の育成

イ 早期発見の取組み

- ① ふれあい月間(第2回)におけるアンケートの全学年実施と個別の聞き取り、対応と指導の実施

12月

ア 未然防止の取組み

- ① 生徒会と学級委員会による人権週間の取組。生徒相互を認め合う活動
オンリーワンウィーク(生徒相互が理解を深め認め合う活動)

② 生徒会による「学校生活アンケート」(第3回)の全学年実施。第2回との比較
を行い変化を分析、活動の改善に活用

③ 全学年対象の3者面談

④ 四谷警察署と連携した人権教育(いじめ防止)

地域の保護司や児童委員・弁護士による取組も可能

イ 早期発見の取組み

① 民生・児童委員との情報・意見交換会(第2回)

② 生徒会と学校運営協議会による「学校生活アンケート」を通じた意見交換会
(第2回)

1月

ア 未然防止の取組み

① 友人関係作りのソーシャルスキル活動(SCと連携した学期始めの学級活動)

イ 早期発見の取組み

① Q-Uの全学年実施(第2回)

② いじめ発見のチェックシートの教職員への実施(第3回)

2月

ア 未然防止の取組み

① 道徳の授業改善の取組

イ 早期発見の取組み

① ふれあい月間(第3回)におけるアンケートの全学年実施と個別の聞き取り、対
応と指導の実施

3月

ア 未然防止の取組み

- ① 保護者会 *いじめ防止の取組の成果と課題の報告
- ② 3学年対象の警察講話 *人権を守る
- ③ 新入生に関する小学校との情報交換
- ④ 生徒会による「学校生活アンケート」(第4回)の全学年実施。
- ⑤ 本年度の「学校いじめ防止基本方針」の検証

(方針、組織、年間計画、取組等の成果・課題の整理)

イ 早期発見の取組み

- ① ふれあい月間(全3回)におけるアンケートの結果の集計と分析、次年度への課題の整理
- ② いじめ発見のチェックシート(全3回)の結果の集計と分析、次年度への課題の整理
- ③ 「学校生活アンケート」(全4回)の結果の集計と分析、次年度への課題の整理